

**2018年度**  
**九州アジア観光アイランド特区ガイド**  
**育成研修受講生 募集要項(追加募集)**

**【研修申込方法】**

- 郵送および電子メールによる申込先  
九州特区ガイド研修事務局（株式会社ジャッツ 日本旅行MICE事務局内）  
住 所：〒140-0011 東京都品川区東大井2-13-8ケイヒン東大井ビル4F  
T E L：03-5471-8353  
E-mail：kyushu\_tokku@nta.co.jp
- 電話・電子メールによる問合せ先  
T E L：03-5471-8353（株式会社ジャッツ 日本旅行MICE事務局）  
E-mail：kyushu\_tokku@nta.co.jp  
受付時間：平日10:00～17:00（土日・祝日は受付しておりません。）

**【募集要項の請求方法】**

- 郵送による請求方法  
封筒の表に「特区ガイド募集要項請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒〔角形2号封筒（33×24cm程度）〕を同封の上、九州特区ガイド研修事務局（下記、郵送による請求先）まで郵送してください。
- 郵送による請求先  
九州特区ガイド研修事務局（株式会社ジャッツ 日本旅行MICE事務局内）  
住 所：〒140-0011 東京都品川区東大井2-13-8ケイヒン東大井ビル4F  
T E L：03-5471-8353
- 九州観光推進機構のホームページ（九州アジア観光アイランド特区ガイド総合サイト）からダウンロードできます。  
一般社団法人 九州観光推進機構  
<http://www.welcomekyushu.jp/kaiin/kyushutokkuguide/news/>

**主 催：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、  
鹿児島県、福岡市、一般社団法人 九州観光推進機構**

**2018年度 九州アジア観光アイランド**

## 特区ガイド育成研修受講生 募集要項

九州アジア観光アイランド特区ガイド（以下、特区ガイド）は、「九州アジア観光アイランド総合特区」が総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）における地域活性化総合特別区域の指定（2013 年 2 月 15 日）、計画認定（2013 年 6 月 28 日）及び計画変更認定（2014 年 6 月 27 日）を受け、九州 7 県、福岡市及び一般社団法人九州観光推進機構が育成しているガイドです。

2018 年 1 月 4 日に通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正したことから、現在は、無資格での有償ガイド行為が可能となりました。（法律改正以前は、本研修を履修、口述試験に合格した後、福岡県知事の登録を受けることにより、九州域内で、有償で外国語を用いた通訳案内を行うことができる資格でした。）

本特区ガイドに登録したものは、九州内で特区ガイドの名称を用いてガイドを行うことが可能となります。つきましては、九州における特区ガイド（地域限定特例通訳案内士）の育成を行うため、研修受講生を以下のとおり募集いたします。

### 1 研修名

九州アジア観光アイランド特区ガイド育成研修

### 2 対象言語

中国語、韓国語、タイ語

### 3 特区ガイドが活動できる地域

九州全域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

### 4 応募要件について

区分	内容
日本語または対象言語（中国語・韓国語・タイ語）以外を母語とする方	対象言語（中国語・韓国語・タイ語）により、外国人観光客を円滑に案内できる語学能力を有する方 (語学能力の目安) 中国語：中国語検定 2 級相当の中国語能力 韓国語：ハングル能力検定 2 級相当の韓国語能力 タイ語：実用タイ語検定 2 級相当のタイ語能力
対象言語(中国語・韓国語・タイ語)のいずれかを母語とする方	日本語での観光業務に支障がなく、外国人観光客を円滑に案内できる語学能力を有する方 (語学能力の目安) 日本語：日本語能力試験 N 2 級相当の日本語能力

※各言語の検定試験に合格している方以外でも応募することができます。

※研修は日本語で実施します。

※九州以外にお住まいの方も応募することができます。

※年齢制限はありません。

## 5 応募に係る留意事項について

2015年度新規申込者より、語学能力に係る事前審査（択一式、一部記述式による筆記試験）を実施しています。

2013年度・2014年度に研修を受講した方が再受講を希望される場合は、新規申込となり、事前審査の対象となります。

また、2015年度～2017年度の研修を受講した方（履修証明書をお持ちの方）は、事前審査はなく、未履修の研修科目及び口述試験のみの応募となります。履修済の研修科目については、再受講できませんので、ご注意ください。

## 6 研修の募集及び実施の期間等について

募集及び研修の期間は、以下のとおりです。募集人数は、各開催県で募集する対象言語の合計です。なお、研修の申込みが募集人数を超える場合は、先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

（※研修時間の詳細は別紙研修日程表をご覧ください。）

### <研修会>

開催県	対象言語	募集人数	募集期間	事前審査日	研修期間	口述試験日
福岡県 及び 福岡市	中国語 韓国語 タイ語	計 80 名	5月21日(月) ～ 7月4日(水)	7月8日 (日)	8月11日(土) ～9月17日(月)	9月23日 (日)
鹿児島県	中国語 韓国語	計 40 名	<b>【申込期限】</b> 7月4日(水) 17時必着	7月7日 (土)	8月5日(月) ～9月9日(日)	9月17日 (月)

### <口述試験> ※2015年度～2017年度に、口述試験以外の全ての研修を履修した方

開催県	対象言語	募集期間	口述試験日
福岡県 及び 福岡市	中国語、韓国語、タイ語	5月21日(月) ～7月4日(水)  <b>【申込期限】</b> 7月4日(水) 17時必着	9月23日(日)
佐賀県	中国語、韓国語		9月30日(日)
長崎県	中国語、韓国語		9月29日(土)
熊本県	中国語、韓国語		10月6日(土)
大分県	中国語、韓国語		9月24日(月)
宮崎県	中国語、韓国語		9月22日(土)
鹿児島県	中国語、韓国語		9月17日(月)

## 7 申込について

<p>提出書類</p>	<p>(1) 「九州アジア観光アイランド特区ガイド育成研修申込書」 ※様式は、一般社団法人九州観光推進機構のホームページ（九州アジア観光アイランド特区ガイド総合サイト）からダウンロードできます。 <a href="http://www.welcomekyushu.jp/kaiin/kyushutokkuguide/news/">http://www.welcomekyushu.jp/kaiin/kyushutokkuguide/news/</a></p> <p>(2) 次の①～④の書類のうち、いずれか1点のコピーを添付してください。留学生の方は、③の学生証のコピーを必ず添付してください。 なお、①～④をお持ちでない方のみ⑤のコピーを添付してください。 ①運転免許証 ②旅券（パスポート） ③学生証（氏名、生年月日、住所、学校名、顔写真が確認できるページ）※留学生の方は必ず添付してください。 ④在留カード（外国人の方） ⑤各種健康保険証等、本人が確認できる資料</p> <p>(3) 2015年度～2017年度の研修を受講した方は、履修証明書のコピーを添付してください。 なお、P2.「5 応募に係る留意事項について」に記載のとおり、2015年度～2017年度の研修を受講した方は、未履修の研修科目及び口述試験のみの応募となります。履修済の研修科目については、再受講できませんので、ご注意ください。また、やむを得ず、履修証明書を紛失等した方は、（様式2）の記載に従ってください。</p> <p>(4) P5.「9 受講科目免除について」に記載する、研修科目「救急救命」の受講科目免除を希望する方は、消防機関等が発行する救命講習の修了証等のコピーを添付してください。</p>
<p>申込方法</p>	<p>郵送又は電子メールいずれかの方法によること。</p> <p><b>【郵送による申込】</b> 上記、提出書類(1) (2)及び(3) (4)のうち必要な書類を送付すること。封筒の表に「九州特区ガイド育成研修申込書在中」と朱書きし、「簡易書留」で送付してください。</p> <p><b>【電子メールによる申込】</b> 上記、提出書類(1) (2)及び(3) (4)のうち必要な書類を送付すること。 提出書類(2)～(4)はPDF形式により電子データ化のうえ、(1)と併せて電子メールにて送付すること。FAXによる送付は出来ません。 ※電子メールによる留意事項 電子メールのデータ容量は、1回の送信につき、2メガバイト(MB)が上限となります。 なお、電子メールによる申込は、九州特区ガイド研修事務局からの返信メールをもって、受付完了となりますのでご注意ください。</p>

送付先	<p><b>【郵送による申込先】</b>  九州特区ガイド研修事務局  (株式会社ジャッツ 日本旅行MICE事務局内)  住 所：〒140-0011 東京都品川区東大井2-13-8  ケイヒン東大井ビル4F  T E L：03-5471-8353</p> <p><b>【電子メールによる申込先】</b>  九州特区ガイド研修事務局  E-mail：kyushu_tokku@nta.co.jp</p>
-----	--

## 8 受講科目免除について

以下に該当する方は、研修受講を免除します。

### ○研修科目「救急救命」

過去3年間（2015年度以降）において地方自治体等が実施する救命講習の修了者については、申請により研修科目「救急救命」を免除します。受講免除を希望する方は、消防機関等が発行する救命講習の修了証等のコピーを、研修申込書に添付してください。

## 9 語学に係る事前審査について

研修申込者に対して、以下のとおり語学に係る事前審査を実施します。

### (1) 実施日

開催県	対象言語	事前審査日
福岡県 及び 福岡市	中国語、韓国語、タイ語	7月8日（日）
鹿児島県	中国語、韓国語	7月7日（土）

### (2) 実施内容

語学能力について、択一式（一部記述式）による筆記試験を実施します。

### (3) 事前審査の日時及び試験会場

受験者には募集期間終了後一週間以内に別途受験時刻（集合時刻）及び試験会場（部屋番号）を連絡します。通知期間を過ぎてもお手元に届かなかった場合は、九州特区ガイド研修事務局にお問い合わせください。

## 10 研修受講の可否について

研修受講の可否については、以下の期間に郵送にて通知します。

通知期間を過ぎてもお手元に届かなかった場合は、九州特区ガイド研修事務局にお問い合わせください。

研修受講の可否に係る通知期間	7月25日（水）～7月27日（金）
----------------	-------------------

※当該研修受講の可否について、上記期間に郵送にてお知らせいたします。

## 11 研修会および口述試験会場について

研修会場の詳細については、受講決定通知時に送付します。

開催県	研修会場
福岡県及び 福岡市	〒813-8529 福岡県福岡市東区香住ヶ丘1丁目1-1 福岡女子大学
佐賀県 (口述試験のみ)	〒840-8570 佐賀県城内1丁目1-59 佐賀県庁新館
鹿児島県	〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁

## 12 研修内容について

以下の研修科目を全て履修すると、口述試験を受けることができます。

研修項目	研修内容	研修時間	想定する講師
オリエンテーション	・研修の開催に当たっての説明 ・特区ガイドと通訳案内士制度との違いについての説明	2	
ホスピタリティ	・ガイドとしての立ち居振る舞い ・おもてなしの精神	2	ホスピタリティ研修講師経験者
日本語・文化・マナー	・日本語表現 ・日本の習慣、マナー	3	日本語教師、マナー研修講師経験者有資格者等
語学研修 【中国語・韓国語・タイ語・日本語】(※1)	・中国語・韓国語・タイ語のいずれかを用いて、旅行者とのコミュニケーションを円滑に図る知識 ・日本語を用いて観光事業従事者と業務連絡等コミュニケーションを円滑に図ることができる知識 ・観光案内業務、情報提供、旅行相談等の対応ができる知識	5	語学研修講師経験者等
旅程管理	・旅行者の移動の円滑化に関する知識 ・安全対策及び事故発生時の対応に関する事務 等	5	観光庁長官の登録を受けた機関から派遣するもの
九州観光の概要	・インバウンド(訪日旅行)ツアー概要 ・九州の歴史・文化、自然・地理・気候特色 ・九州の観光資源・伝統行事、産業・特産品	10	通訳案内士有資格者、観光業界関係者等
救急救命	・成人に対する心肺蘇生法(胸骨圧迫・人工呼吸) ・AEDの使用法、止血方法等 ・訓練用人形やAEDトレーナーを使った実技	3	消防局職員等
実務研修	・模擬ツアーでのガイドスキル向上研修 ○広域周遊観光を想定したコース など	18	通訳案内士有資格者等
計		48	

(※1) 語学研修における、母語が日本語で中国語・韓国語の資格がある者とは、中国語検定2級、ハングル能力検定2級、タイ語検定2級相当以上を有する者とする

### 13 受講料等について

受講料は無料です。ただし、実務研修に要する経費（入場料、食事代等）は、実費負担（3,000円程度）となります。詳細はオリエンテーション時にご説明いたします。

なお、留学生は、当該実費負担分について免除します。（当要項における留学生とは、対象言語（中国語・韓国語・タイ語）のいずれかを母語とする方のうち学生とします。）

※特区ガイドとして登録する手数料 5,100円や登録の際に提出する健康診断書に要する経費等が別途必要となります。

### 14 テキスト代等について

○初めて受講する方：無料

○過年度履修した方（履修証明書をお持ちの方）

- ・購入を希望する場合 テキスト代：1,000円

購入方法：研修受講決定通知時に同封する振込用紙（テキスト代：1,000円）により、金融機関でお支払いください。（振込手数料は受講生のご負担となります。）後日、事務局よりテキストを郵送させていただきます。

- ・購入を希望しない場合：研修時にテキストを無料で貸与します。テキストのコピーが必要な場合は、各自でコピーをしてください。

### 15 口述試験について

全ての研修を履修した受講生に対して、以下のとおり口述試験を実施します。

(1) 実施日

開催県	対象言語	口述試験日
福岡県及び福岡市	中国語 韓国語 タイ語	9月23日（日）
佐賀県	中国語 韓国語	9月30日（日）
鹿児島県	中国語 韓国語	9月17日（月）

(2) 実施内容

1人あたり10分程度の面接形式とし、研修の理解度を計る他、対象言語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力について審査します。

また、中国語・韓国語・タイ語を母語とする方については、日本語によるスピーキングスキルやプレゼンテーション能力の審査を行います。

(3) 口述試験の日時及び試験会場

受験者には別途受験時刻（集合時刻）及び試験会場（部屋番号）をメールにて連絡します。

## 16 合格発表について

九州観光推進機構のホームページ（九州アジア観光アイランド特区ガイド総合サイト）

<http://www.welcomekyushu.jp/kaiin/kyushutokkuguide/news/>

に合格者の整理番号（例：2018-1-123）を掲示し、同日、可否についての通知書を郵送します。※研修受講番号（例：福岡-中国-〇-〇）ではありませんのでご注意ください。

開催県	対象言語	合格発表日
福岡県及び 福岡市	中国語 韓国語 タイ語	10月4日（木）
佐賀県	中国語 韓国語	10月11日（木）
鹿児島県	中国語 韓国語	9月28日（金）

口述試験合格者に対しては「修了証書」を発行します。

また、口述試験合格者以外の方については、履修済の研修科目名を記載した「履修証明書」を発行します。当該受講記録は3年間有効（2018年度研修による受講記録は2022年（H33年度）3月31日まで有効）となります。履修済の研修科目は、有効期限内であれば、次回以降の受講が免除されます。

## 17 登録について

口述試験に合格した方は、県に申請して登録を受けることにより、特区ガイドの名称を使用して九州全域を通訳案内ができます。口述試験に合格しても登録を受けない場合には、特区ガイド（地域限定特例通訳案内士）に認定されたことにはなりませんので、ご注意ください。

登録申請の際は、登録申請書の他に登録手数料5,100円、健康診断書等が必要になります。詳細は、口述試験の合格発表時に文書にて送付させていただきます。

## 18 留意事項

特区ガイド（地域限定特例通訳案内士）に認定されましても、個人の収入、その他の利益を保証するものではないことをご了承ください。

また、特区ガイドの資格を取得しても、通訳案内士試験（国家試験）の科目免除等の措置はございません。

## 19 その他

(1) 当該研修は、救命講習や実務研修が含まれます。研修中は、受講生ご自身の責任



において、体調管理に努めていただきますようお願いいたします。  
(2) 研修会場には託児施設はご準備しておりませんので、ご了承ください。

## 20 問い合わせ先

九州特区ガイド研修事務局（株式会社ジャッツ 日本旅行MICE事務局）

T E L : 03-5471-8353

E-mail : kyushu\_tokku@nta.co.jp

【 電話・メールでのお問い合わせ 】

受付時間：平日 10:00～17:00（土日・祝日は受付しておりません。）

一般社団法人 九州観光推進機構

住 所：〒810-0004

福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 電気ビル共創館7階

T E L : 092-751-2950

E-mail : kyushutokkuguide@welcomekyushu.jp

【 電話・メールでのお問い合わせ 】

受付時間：平日 10:00～17:30（土日・祝日は受付しておりません。）

## 21 研修主催

福岡県／佐賀県／長崎県／熊本県／大分県／宮崎県／鹿児島県／福岡市／  
一般社団法人 九州観光推進機構